

文部科学省独立行政法人評価委員会が実施した 平成24年度業務実績評価に対する 二次評価結果(概要)

—総務省／政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

1. 平成24年度の業務実績評価に対する意見（二次評価）について . . . 1
2. 各府省評価委員会共通の意見の概要 3
3. 文部科学省所管法人共通の意見の概要 6
4. 中期目標期間の業務実績評価に対する意見（二次評価）について . . . 7

文部科学省
大臣官房政策課 評価室
平成25年12月17日

1. 平成24年度の業務実績評価に対する意見(二次評価)について

- 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)が、各府省の独立行政法人評価委員会等から通知された独立行政法人等の平成24年度業務実績評価の結果について、以下に示した留意事項に基づき、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの。
- 文部科学省独立行政法人評価委員会へは平成25年12月16日に通知。

(1) 二次評価の主な視点(平成22年5月31日 政独委決定 概要)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上による業績の増進、国民に対するサービスの質の向上を志向した評価が行われているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制等に関する評価が適切に行われているか。

(2) 今年度の二次評価における具体的取組(平成25年5月20日 政独委分科会決定 概要)

上記の評価の視点に沿って法人のミッションを踏まえた評価を行うことを基本にしつつ、以下の取組に特に留意して二次評価を実施する。

①「人材育成業務」対象法人：個別法において、人材の育成又は養成、学校の運営、教育、訓練、研修、講習、教習等（法人職員に対して実施されるものは除く）を業務として行うこととされている法人。

文部科学省所管は19法人（「参考資料4」6頁参照）

②「検査、試験、評価等業務」対象法人：個別法において、検査、検証、証明、審査、診断、鑑定、試験（研究に伴うものは除く）、検定、認定、認証及び評価を業務として行うこととされている法人。

文部科学省所管は6法人（「参考資料4」8頁参照）

＜観点＞①について：関連業界、受講者等のニーズの変化を踏まえた取組、業務の効率化、受益者負担の妥当性・合理性等について、法人の具体的な取組状況、実績等を明らかにした上で評価が行われているか。

②について：利用者の利便性向上、業務の効率化、受益者負担の妥当性・合理性等について、法人の取組状況等を明らかにした上で評価が行われているか。

① ② 共通：法人の取組による成果・効果を明らかにした上で評価が行われているか。

中期目標期間中に目標を達成することを念頭においた評価が行われているか。

過去の評価結果との整合性を確保した評価が行われているか。

目標を達成していない業務等について、業務運営の改善を促す評価が行われているか。

③「内部統制」対象法人：全法人

＜観点＞法人のミッション達成を阻害する課題（リスク）のうち、優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価が行われているか。

④「保有資産」対象法人：職員宿舎及び職員の福利厚生施設を保有している法人

＜観点＞「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」等を踏まえた見直しの実施状況及び有効活用の取組状況等を明らかにした上で評価が行われているか。

⑤「政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘」対象法人：当該法人

＜観点＞昨年度の勧告の方向性、二次評価における指摘事項を踏まえた評価が行われているか。

2. 各府省所管法人共通の意見の概要

(1) 指摘事項

内部統制の充実・強化（リスクの把握及び対応）〔全法人〕

組織全体によるリスクの洗い出しや監事監査結果等を活用した法人全体のリスク把握の取組について評価するとともに、リスク把握の結果、どのようなリスクが優先的に対応すべきリスクとされ、これらのリスクに対しどのように対応したかを含めて評価を行うことが望ましい。

内部統制の充実・強化（原子力施設等の安全管理）〔原子力施設を有する法人〕

規制当局による評価結果及び当該評価結果を踏まえた法人の取組並びに法人の自主的なリスクマネジメントも含めた安全管理の取組の状況や、評価に至った理由を十分に明らかにすることにより一層厳格な評価を行うことが望ましい。

成果・効果の明確化〔人材育成業務を行っている法人〕

研修等の満足度等ではなく、人材育成業務を実施することにより発現することが期待される成果・効果についての客観的かつ具体的な指標を設定させ、人材育成業務の取組の実績と当該指標に対応した成果・効果の発現状況及びそれらの関連性を明らかにした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

受益者負担の妥当性等〔人材育成業務及び検査・試験・評価を行っている法人〕

受益者負担額やコスト等について明らかにし、それらの関連性について検証した上で、受益者負担額（受益者負担がない場合も含む。）の妥当性・合理性について厳格な評価を行う必要がある。

施設・事務所等別の評価 [人材育成業務及び検査・試験・評価等業務を行っている法人]

複数の施設・事務所等において人材育成業務及び検査・試験・評価等業務が実施されている場合、施設・事務所等ごとの実績を明らかにするとともにそれぞれ個別に評価を行う必要がある。

利便性向上に向けた取組 [検査・試験・評価等を行っている法人]

利便性の向上を客観的に表す指標を設定させ、利便性向上に向けた取組の実績とそれにより得られた成果・効果との関連性等を明らかにした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

保有資産の見直し [職員宿舎及び職員の福利厚生施設を保有している法人]

見直しの実施状況を明らかにし、見直し内容の妥当性等についても言及した上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。また、実施計画で廃止等の方針が示されている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設であっても、自主的な保有の見直しや有効活用等の取組状況を明らかにした上で、その妥当性等について評価を行うことが望ましい。

運営費交付金債務の評価 [全法人]

運営費交付金債務残高のうち、評価対象年度だけではなく、過去の年度に交付された分についても、未執行となっている理由及び資金の保有の必要性について評価を行う必要がある。

(2)「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」に
挙げられた文部科学省独立行政法人評価委員会の部会等

事 項	文部科学省独立行政法人評価委員会の部会等
内部統制の充実・強化 (リスクの把握及び対応)	国立文化財機構部会
内部統制の充実・強化 (原子力施設等の安全管理)	放射線医学総合研究所作業部会
成果・効果の明確化	教員研修センター一部会
受益者負担の妥当性等	国立女性教育会館部会 日本学生支援機構部会 大学評価・学位授与機構作業部会
施設・事務所等別の評価	国立文化財機構部会
利便性向上に向けた取組	日本学生支援機構部会
保有資産の見直し	日本芸術文化振興会部会

※詳細は、「参考資料2」(別添)参照

3. 文部科学省所管法人共通の意見の概要

- ・評価書の「分析・評価」欄に、評定理由と改善を促す意見等が混在しているため、評定を導いた理由が分かりにくくなっている。今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。

例示として、国立美術館、日本原子力研究開発機構があげられている。

法人名	意見
国立美術館	「人事の状況」に関する評価において、「人事計画に則している」と評価しているもののB評定としており、評定の理由等が分かりにくくなっている。
日本原子力研究開発機構	<ul style="list-style-type: none">・「社会や立地地域の信頼の確保に向けた取組」に関する評価において、「幅広い広報、広聴活動を実施し、中期計画達成に向けて、当該年度計画どおりに履行したと認められる。」としてA評定としながら、「業務の実施状況を受けた評価とその結果としての社会的効果とが一致していない」「国民的理解を得るための抜本的方策を再考する必要がある」等の意見も並列で記述され、評定に当たっての理由が分かりにくくなっている。・「高速増殖原型炉「もんじゅ」における研究開発」に関する評価において、法人の保守管理上の重大な瑕疵が発覚したことを受けて、平成25年5月28日、文部科学省に文部科学大臣を本部長とする日本原子力研究開発機構改革本部が設置され、法人の業務・組織の抜本的な改革が進められている中、「国民の信頼が相当に失われたことは極めて重い問題である」等の意見を付してはいるが、C評定としている理由が分かりにくくなっている。

4. 中期目標期間の業務実績評価に対する意見(二次評価)について

- ・中期目標期間の評価に対する二次評価は、各府省所管の当該法人全てに、以下の同じ指摘をしている。

【日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会及び日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)】

上記6法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成25年1月21日付け政委第6号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。